

処 分 基 準

平成12年 7 月 25日 作成

法 令 名：自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則
根 拠 条 項：第 9 条
処 分 の 概 要：指定法人の指定の取消し
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め：自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第 1 条第 2 号 （指定の基準）、第 7 条（是正又は改善の勧告）
処 分 基 準： 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第 9 条各号に 該当する場合、帰責事由がない場合又は悪性がごく軽微な場合 であって、是正等することができ、現に是正等しようとしている とき等を除き、指定を取り消すこととする。
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：